

保存版

令和7年度 瑞穂町高齢者福祉サービス一覧（介護保険サービスは除く）

令和7年4月1日現在

サービス名	対象者			サービス内容	申請手続き
	条件	年齢	負担・所得制限等		
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯及びこれに準ずる世帯で、食事の調理が困難と認められる方	65歳以上	1食400円	週2回（月～土曜日のうち2回）、町と委託契約した業者が昼食を届け、安否の確認を行います。（10：30～12：30の間 ※時間指定不可）	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
紙おむつ給付事業	常時失禁状態にあつて常におむつを着用する必要がある方、または6か月以上居宅で寝たきりもしくはこれに準ずる状態にある方	65歳以上	入院されている方、施設入所者及び生活保護の方は対象となりません。	月5,000円を限度として紙おむつ・尿取りパットをパッケージで支給します。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
福祉電話事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、固定電話の加入がなく、定期的に安否確認が必要で近隣に親族が居住していない方	65歳以上	生計中心者の前年度分の所得税が年額42,000円以下の世帯	町所有の固定電話回線を貸与し、基本料金及び通話料金（月60通話まで）を助成します。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
下水道使用料助成事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、住民税が非課税の方	75歳以上	基本料のみを助成、使用料は個人負担となります。	下水道使用料の基本料相当額を助成します。（1世帯あたり月505円×消費税）	● 所定の申請書、通帳 直近の下水道料金領収書 問合せ：高齢者支援係
家具転倒防止器具給付事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の方	70歳以上	以前瑞穂町で、同事業の給付を受けた方は対象となりません。	1世帯につき3つ以内の家具等に転倒防止器具を取り付けます。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
寝具乾燥等事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、病弱のため寝具の乾燥等が困難な方	65歳以上	費用の1割を負担（住民税非課税者、生活保護の方は免除）	月1回機械による寝具の乾燥と、年1回機械による寝具の丸洗いを行います。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
救急直接通報システム事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、心臓病や重度の喘息等身体上の慢性疾患があるなど日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にある方	65歳以上	機器設置費の1割を負担（住民税非課税者、生活保護の方は免除）	急病など緊急事態において消防庁へ自動通報できる無線発報器等を貸与します。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
住宅火災直接通報システム事業	ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯で、心身機能の低下や居住環境等から、防火等の配慮が必要な方	65歳以上	同上	家庭内の火災による緊急事態において消防庁へ自動通報できる無線発報器へ接続する火災警報器を給付します。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係
自立支援日常生活用具給付事業	要介護及び要支援認定の結果「非該当」と判定されたが、歩行等が不安定である方	65歳以上	実費の1割～3割を負担（生活保護の方は免除）	入浴補助用具、歩行支援用具、歩行補助車、腰掛便座、スロープを給付します。	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係 （※事前にご相談ください。）
自立支援住宅改修給付事業	要介護及び要支援認定の結果「非該当」と判定されたが、住宅改修を行うことで状態の重症化防止が見込める方	65歳以上	費用の1割～3割を負担（生活保護の方は免除）。ただし給付限度額を超えた分は全額自己負担となります。	・住宅改修予防給付（手すりの取付け、床の段差解消等） ・住宅設備改修給付（浴槽、流し・洗面台の取替え及び付帯する給湯設備等の工事）	● 所定の申請書 問合せ：高齢者支援係 （※事前にご相談ください。）
特殊眼鏡・コンタクトレンズ購入費助成事業	老人性白内障のため水晶体摘出手術を行ったが、身体上の理由により眼内レンズ挿入術を受けられない方で、医療保険に加入している方	65歳以上	生活保護受給者は対象外	・特殊眼鏡一式につき限度額40,000円 ・コンタクトレンズ1個につき限度額25,000円	● 所定の申請書、領収書、 医師の証明書、 住民票記載事項証明書 問合せ：高齢者支援係

裏面もご覧下さい

サ ー ビ ス 名	対 象 者			サ ー ビ ス 内 容	申 請 手 続 き
	条 件	年 齢	負 担 ・ 所 得 制 限 等		
家族介護者支援介護 タクシーサービス事業	6 5 歳以上の要介護４・５の寝たきり 高齢者を在宅で介護している方		月 3 , 0 0 0 円を上限とし助 成、不足分は自己負担。	病院へ通院する際の介護タクシー等の料金の 一部を助成します。	● 所定の申請書 介護保険証 問合せ：高齢者支援係
徘徊高齢者 探索サービス事業	6 5 歳以上の外出をして行方が分からなくな るおそれがある認知症高齢者を在宅で介護し ている方		月々の基本料金等の 1 割を負 担。（住民税非課税者、生活保 護の方は免除）	認知症高齢者が外出をして行方がわからなくな った時に、介護者に対し GPS を利用した位置情報専用 探索機により高齢者の位置情報を提供します。	● 所定の申請書 問合せ：地域包括ケア推進係
見守りシール事業	① 認知症の確定診断が出ている方 ② 外出をして行方が分からなくなるおそれ がある方		無料	認知症高齢者等が外出をして行方が分からな くなくなった際に、発見者と家族等が個人情報を出 さずにやり取りできるシールを給付します。	● 所定の申請書 問合せ：地域包括ケア推進係
寿 ク ラ ブ （ 老 人 ク ラ ブ ）	生活を楽しく有意義なものにするために自主 的につくられた会員組織の団体です。	おおむね 6 0 歳以上	各寿クラブの年会費	健康の増進、レクリエーション等の活動、地域 社会との交流活動などを行っています。	問合せ：高齢者支援係
シルバー人材センター	働くことを通して地域社会に貢献すると共に 健康や生きがいを得ることを目的とした組織 です。会員として登録した高齢者に仕事を提供 しています。	6 0 歳以上	年会費 1 人 2 , 0 0 0 円	主な仕事の内容：屋内施設・公園・グラウンド管理 屋内外清掃、植木剪定、除草、広報等配布 駐車場案内、家事援助、網戸・障子張替 他	毎月、入会説明会を開催 持ち物：本人確認書類、印鑑 問合せ：シルバー人材センター 0 4 2 － 5 5 7 － 4 5 6 6
高齢者の居場所づくり 事業補助金	① 高齢者の居場所づくりを目的としている ② 参加者を特定せず、新たな参加者とともに 活動し多世代の交流の場となるよう努める ③ 活動時間中は 1 人以上の世話人が常駐する ※その他の条件があります。	65 歳以上の 方を中心と し、その他 多世代の方	居場所の参加者は、飲食代等 の実費負担が必要な場合があ ります。	高齢者同士、多世代との交流、健康体操などの 介護予防活動を行う居場所をつくり、運営をす るための費用の一部を補助します。●補助金額 等 ・週 1 回の活動（4,000 円/月）・週 2 回の 活動（8,000 円/月）・週 3 回（12,000 円/月）	● 所定の申請書 問合せ：地域包括ケア推進係
寄り合いハウスいこい	お茶などを飲みながらくつろげる、高齢者はもちろん、子どもから大人まで利用できる地域コミュニティの核となる多世代交流施設です。 月～金曜日（祝日年末年始除く） 午前 10 時から午後 4 時まで				貸会議室については 問合せ：いこい 0 4 2 － 5 5 6 － 0 1 5 1

サービスに関すること、その他ご相談は

- ◆瑞穂町 東部高齢者支援センター ☎0 4 2 － 5 5 7 － 3 8 5 2 （FAX） 0 4 2 － 5 5 7 － 6 1 5 9 瑞穂町ふれあいセンター内
- ◆瑞穂町 西部高齢者支援センター ☎0 4 2 － 5 5 7 － 0 6 0 9 （FAX） 0 4 2 － 5 5 7 － 8 7 8 8 長岡コミュニティセンター内

詳しい内容・条件等については、下記へお問い合わせください。

◆瑞穂町 福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係 ☎0 4 2 － 5 5 7 － 7 6 2 3 （直通）

地域包括ケア推進係 ☎0 4 2 － 5 5 7 － 7 6 7 4 （直通）